

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ	特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例 .....	教育総務室	1頁
	知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	福利・給与室	2頁
	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例 .....	人材政策室	2頁
	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例 .....	教育改革室	2頁

### お 知 ら せ

平成23年 3月23日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。  
平成二十三年三月二十三日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第八号

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十六年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項を削り、同条第三項中「規定により」の下に「月額で定める」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の委員」を「行政委員」に改め、「定められた」の下に「月額で定める」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「執行機関として置かれる委員会の委員(報酬額が月額で定められている者に限る。)及び非常勤の監査委員」を「行政委員」に、「その日」を「その日」に改め、「月まで」の下に「月額で定める」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

執行機関として置かれる委員会の委員であつて、その報酬額が別表において月額及び日額で定められているもの並びに非常勤の監査委員(以下この条において「行政委員」といふ)の報酬は、月額で定める報酬の額に日額で定める報酬の額を合算して得た額を支給する。

第四条第五項中「そのこと」を削り、同条第六項中「前四項」を「前五項」に改め、同条第七項中「前五項」を「前六項」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条、第三条関係)

区 分	報 酬 額	旅 費 額
教育委員会の委員	委員長 月額 七六、〇〇〇円	知事及び副 知事の旅費 相当額
	日額 二一、〇〇〇円	
	委員 月額 六五、〇〇〇円	
	日額 二一、〇〇〇円	
(略)		

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年三月二十三日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第九号

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例（平成十七年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年三月二十三日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第十八号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十二年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三、三六八人」を「三、三四一人」に、「二四六人」を「二三七人」に、「二三七人」を「二六八人」に、「三、七五一人」を「三、七〇五人」に改め、同条第二号中「九八三人」を「一、〇〇一人」に、「四七人」を「四八人」に、「五三人」を「三八人」に、「一、〇九二人」を「一、〇九六人」に改める。

第四条第二号中「六、二三九人」を「六、二五四人」に、「四〇一人」を「三九九人」に、「二三五人」を「二三三人」に、「四〇四人」を「四〇〇人」に、「七、一七九人」を「七、一八六人」に改め、同条第三号中「三、五三四人」を「三、五九三人」に、「一六五人」を「一六六人」に、「一七六人」を「一七三人」に、「三、九〇一人」を「三、九五八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年三月二十三日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第十九号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「 三重県立桑名高等学校	桑名市	全日制	定時制	」 を
同 衛生看護分校	桑名市	全日制		
「 三重県立桑名高等学校	桑名市	全日制	定時制	」 に、
「 三重県立上野商業高等学校	伊賀市	全日制		
「 三重県立上野工業高等学校	伊賀市	全日制		」 を
「 三重県立上野農業高等学校	伊賀市	全日制		
「 三重県立伊賀白鳳高等学校	伊賀市	全日制		
「 三重県立伊賀白鳳高等学校	伊賀市	全日制		」 に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、三重県立桑名高等学校衛生看護分校に在学している者は施行日に三重県立桑名高等学校全日制課程に、三重県立上野商業高等学校、三重県立上野工業高等学校及び三重県立上野農業高等学校に在学している者は施行日に三重県立伊賀日鳳高等学校に在学しているものとする。

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
有限会社第一プリント社